

議案第 49 号

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

岩倉市長 久保田桂朗



## 岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号を次のように改める。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項、第44条第2項並びに第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項、第44条第2項並びに第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。